

文化的景観保護推進事業国庫補助要項

〔平成17年4月1日
文化庁長官決定〕
〔平成20年4月1日
平成22年5月1日
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和3年4月1日
令和4年4月1日
令和8年4月10日
最終改正〕

1. 趣 旨

この要項は、文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体又は当該文化的景観が所在する地方公共団体から成る団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、文化的景観の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

ただし、次の事業のうち、(3)及びこれに関連する(4)については、重要文化的景観を対象として、地方公共団体が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し地方公共団体が経費を補助する事業とする。

(1) 調査事業

ア 歴史的変遷、自然的環境及び生業・生活等の調査に関する事業

(2) 保存活用計画策定事業

ア 測量、図化に関する事業

イ 重要文化的景観の選定に向けた保存活用計画の策定

ウ 重要文化的景観の保存活用計画の見直し

(3) 整備事業

ア 事前調査、整備計画立案

イ 標識、説明板、境界等の設置及び改修工事

ウ 防災設備、便益管理施設の設置等の工事

エ 重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等の工事

オ 重要文化的景観の理解に資するための映像等の制作

(4) 普及・啓発事業

ア 上記(1)～(3)の事業に関連し、地域住民等が参加する勉強会や公開講座及びワークショップ等を実施する事業

イ 上記(1)～(3)の事業に関連し、文化的景観の理解又は防災の向上等に資する情報発信コンテンツを制作する事業

ウ 上記(1)～(3)の事業に係る実施過程や実施後の経過に関する記録作成事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 調査経費

(2) 計画策定経費

(3) 建築工事経費

(4) 設備工事等経費

(5) 土木工事経費

(6) 環境整備工事経費

(7) 普及・啓発事業実施経費

(8) 設計料及び監理料

(9) その他工事経費

(10) 間接事業経費

(11) 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き原則として補助対象経費の50%とする。

- (1) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。
- (2) 上記「3. 補助対象事業」のうち、「(3) 整備事業」及びこれに関連して実施する「(4) 普及・啓発事業」については、当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率を65%とする。
なお、過疎法附則第5条に規定する特定市町村に係る補助率かさ上げの経過措置については、別に定めるものとする。
- (3) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在するものである場合にあっては、補助対象経費の80%とする。
- (4) 当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

